

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢原市長

市町村名 (市町村コード)	伊勢原市 (14214)
地域名 (地域内農業集落名)	大山地区 (大山、子易)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①令和2年の人・農地プランアンケート調査結果によると、大山地区内の約半数が農地の扱いに困っており、かつ、約8割超が農業後継者がいない・未確定という状態であること、さらに規模拡大したい方がいないことから、今後、農業衰退化及び遊休農地の増加が加速してしまう傾向にある。
 今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積が無いため、抜本的に農地利用を中心として地域農業の在り方についての検討が必要である。
- ②令和6年の農地の経営意向調査によると、71才以上の地域内の農業を担う者のうち、後継者不在とする農地面積の合計は2.84haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ③農地はあるが、ほとんどが耕作をしておらず、農地の管理をすることで手一杯である。
- ④この地域の耕作者は、別産業で勤めて定年後に帰郷して農業をしている人が多い。
- ⑤農業だけで生計を立てていくことは難しい。
- ⑥鳥獣被害により農地の適正利用が困難な場所がある。未整備の河川を通り道として鳥獣が活動するため、河川の整備が求められる。
- ⑦傾斜地が多く、農業機械等が進入できない狭小な農地が多く、農地への往来についても、クズの繁茂等により徒歩でないと行けない農地がある。

【地域の基礎的データ】

- ①主要な農産物:露地野菜、果樹、柑橘
 ②農業者:中心経営体9人

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区では、古くから山間部や丘陵地を開墾して農業が営まれてきたが、その地勢的な条件から集団的な優良農地の広がりには認められず、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく農業振興地域内ではあるものの、エリア内には農用地区域(いわゆる青地農地)として指定している農用地等はない。

また、会社勤めや観光業など産業が多様化する中、市内の平野部と比較して寒冷な気候風土や、傾斜地などによる作業効率の低さ、安定した収量確保の難しさ、野生鳥獣による農業被害が後を絶えないことなどから、農業を生業として生計を立てることは難しい地域性を有している。

しかし当該地区では、本市のシンボルにもなっている大山を中心として、大山詣りや関連する神社仏閣への参拝、旅館業や飲食業などとともに、先代から脈々と受け継がれてきた農地で農業が営まれ、地域の特色や景観等を生かした「禅師丸柿」や「おおやま菜」などの特産品も栽培されており、前身である「人・農地プラン」においても、地域の話し合いの結果等を踏まえ、策定初期である平成25年度から対象地域に設定している。

こうした状況に鑑み、この度の「地域計画」の策定においても、以降に示す各種方針や方策等を講じながら対象地域として設定することとするが、併せて、今後においても当該地区における農業事情を把握しながら、他地区とのバランス等も考慮した中で、地域農業の維持・発展のために、次代に引き継いでいかなければならない「地域計画」の対象地域としての成立性や継続性の可否を検証していくものとする。

- ①戦略的な産地化や高収益作物の導入についての地域の取組の検討を進める。
- ②有機農業の段階的な導入を検討する。
- ③地域の中心経営体等への農地の集積・集約化を推進するとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ④新規の担い手が参入しやすいように、農地バンク等の情報に、使用可能な農業施設や接道の有無などの付加価値のある情報を加えるとともに、ある程度まとまった農地の情報を提供できるよう情報の集約化に向けた取組を進める。
- ⑤廃農する農家と担い手や新規就農希望者等とのマッチングによる経営委譲(農地、機械、販路、技術など)の取組を検討する。
- ⑥多様な経営体の確保として、半農半Xや定年帰農者等が農業参入しやすい仕組み作りを検討する。
- ⑦観光と絡めて農業を楽しめるように地域単位での取組を検討する。
- ⑧基盤整備については、必要となる地域を検討し、地元自治会を通して要望をあげ、段階的に取り組んでいく。
- ⑨援農ボランティアの導入の検討、農福連携の活用等による労働力の補填を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域(予定)

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ①農業振興地域内の農地を基本のエリアとするが、農地を巡る周辺地域の動向や、担い手の意向、ニーズ等を勘案し、適切に対応する。
 ②保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、今後必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、中心経営体等を中心に経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集約を進める。 入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することに関しても対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進するとともに、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については地元や地権者の同意が必要となることから、整備の必要性や優先度については、地域により地元自治会等と調整を行い、地域としての要望をまとめ、段階的に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
①半農半X等の小規模での農作業を希望する者が農業参入しやすくなるように、就農制度の見直しや地域による受入の環境づくりに向けた取組を検討する。 ②定年帰農者が退職後スムーズに営農を行うことができるよう、営農技術習得(向上)に向けた取組を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
①農業者の高齢化による労働力の減退や、中心経営体の農地の規模拡大に向けた労働力の確保のため、援農ボランティア制度の導入を市、JA等の関係機関により検討する。 ②県の農福連携マッチング等支援事業の活用による、福祉事業所への作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策について、関係機関・地域で連携して取り組んでいく。
 ②有機農業の段階的な導入を検討する。
 ⑧使われていない農業用施設等の情報を集約化し、地域の担い手等との利用のマッチングを推進する。
 ⑩禅師丸柿やおおやま菜などの地域の特色を生かした特産品の生産継続・拡大等を検討する。